

千葉県立下総高等学校 部活動の活動方針

令和7年4月1日

●校 訓 至誠 自律 協同

●学校教育目標

豊かな人間性を基盤とした職業教育の充実を図り、生徒一人一人の個性や能力を生かしながら、働く力を身に付けた持続可能な地域社会を支える職業人の育成を目指す。

《めざす生徒像》

- 1 明るく、思いやりの心を持ち、力を合わせて助け合うことのできる生徒を目指す。
- 2 自ら学ぶ意欲を持ち、基礎的な知識・技能とコミュニケーション力を身につけた生徒を育てる。
- 3 規範意識を持ち、何事にも主体的に責任を持って根気強く取り組む勤勉な生徒を育てる。
- 4 基本的生活習慣の身についた健康でたくましい生徒を育てる。
- 5 自然と文化を愛し、社会における自己の役割を勤勉に励み、持続可能な社会づくりに貢献できる生徒を育てる。

●重点目標

- 1 人権尊重の立場にたった教育の実践

教職員は、人権尊重の立場に立ち、学校行事や委員会活動、部活動における生徒の主体的活動を支援しつつ、生徒が生命を大切にし、ともに生きることを学び、助け合うことのできるおもいやりのある人間として成長できる教育を実践する。

- 2 生徒理解を基盤としたきめ細やかな生徒理解の実践

教育相談活動の充実により生徒理解に努め、教職員間の共通理解と継続的な指導が心かける。また、寮教育の充実や部活動の活性化、家庭との連携を密にすること等により、規範意識と基本的生活習慣の確率を図る。

- 3 家庭、地域から信頼される開かれた学校づくりへの取組

コミュニティ・スクールの制度を活用し、地域の中で生徒を育てる取組を推進する。地域行事への参加や近隣小・中学校との連携、地域の人材の活用など地域との連携の推進を図る。また、広報活動の拡充を図り、HP・SNS等による情報の発信に努め、下総高校に対する理解向上に努める。さらに、適切な学校評価の実施により学校改善を図り、信頼される学校づくりを推進する。

●部活動の目的

本校の校訓、学校教育目標、及び重点目標に基づき、心身ともに健全で、たくましく、周囲と協調して目標に向けてたゆまぬ努力ができる人間の育成を目指し行うものとする。また、部活動は生徒の自由意志で参加し、生徒の本分である各教科の学習活動が優先されるものである。

第1条 部活動の計画

顧問は、活動目標の設定と活動計画を計画し、生徒及び保護者に明示する。また、適切に保護者に対し活動報告をすることにより理解を得る。

第2条 活動及び活動計画

- 1 活動は効果的効率的に行い、集中力が欠ける長時間の活動にならないようにする。練習の時間は、平日（授業日）については2時間程度、休業日については3

時間程度を目安とする。

- 2 顧問は、生徒一人一人の発達段階や体力、技術、技能等を把握し、練習の負荷及び内容を考えた上で計画し、実施する。
- 3 各部活動において、生涯にわたりスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を養うために、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
- 4 顧問（外部指導者や部活動指導員を含む）は体罰、パワハラ行為、セクハラ行為等はおこなわない。
- 5 外部指導者や部活動指導員を活用する際は、必ず指導の現場に顧問が立ち会う。
- 6 外部指導者を活用する際は、別紙1の部活動外部指導者活用届を校長に提出する。
- 7 外部指導者が本校に入校する際には、必ず事務室で受付簿に氏名等を記入し、各部で作成した名札を付ける。

第3条 安全への配慮

- 1 活動場所及び器具の安全を常に点検し、危険な状況がある場合は使用しない。
- 2 生徒の健康状態に常に気を配り、体調が良くない生徒は活動に参加させない。
また、活動中の生徒の状況を注視し、事故や体調不良があった場合の対応が遅れることのないように心がける。あわせて、生徒が気軽に顧問に不調を申告できる雰囲気づくりに努める。
- 3 顧問は常に安全への配慮を怠ることなく指導にあたり、特に熱中症や脳震盪等の知識を持ち、その予防に努める。
- 4 顧問は安全配慮の観点から、複数で指導にあたることが望ましい。

第4条 部活動の停止

考查期間中、及び考查一週間前については、特別な事情がない限り、活動は中止する。

第5条 休養日

- 1 生徒のバランスの取れた健全な成長を確保し、各種活動への参加の機会を奪うことがないよう休養日を設定する。
- 2 1学期中は平日に1日以上、週末は1日以上の、少なくとも週あたり2日以上の休養日を設けることを基準とする。
- 3 長期休業中は学期中の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養が取ることができることに加え、運動部、文化部活動以外にも多様な活動を行えるよう、休養日を設ける。

第6条 地域との連携

- 1 部活動は地域や他校種との交流を積極的に行い、良好な関係づくりに心がける。

付記 この活動方針は、平成31年4月1日から施行する。